

## 参考資料

### 通達関連 目次

平成 18 年 8 月 11 日 基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」	294
平成 18 年 8 月 21 日 基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」	304
平成 18 年 8 月 28 日 基安化発第 0828001 号「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について」	306
平成 20 年 2 月 6 日 基安化発第 0206003 号「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」	307
平成 21 年 12 月 28 日 基安化発 1228 第 1 号「パーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について」	309
平成 24 年 2 月 13 日 基安化発 0213 第 1 号「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」	311
平成 26 年 3 月 31 日 基安化発 0331 第 3 号「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」	324

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を  
改正する省令の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令257号。以下「改正政令」という。)、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第147号。以下「改正省令」という。)及び関係告示が平成18年8月2日に公布され、同年9月1日から施行し、及び適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

改正政令は、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」における検討の結果、国民の安全確保上等の観点から、代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等を全面禁止することを内容とする報告書が取りまとめられたことを踏まえ、石綿による労働者の健康障害の防止を徹底するため、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)について所要の改正を行ったものである。

また、改正省令は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)についてその施行後に明らかとなった作業の実態に係る知見を踏まえ、吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図るため、石綿則について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 労働安全衛生法施行令関係

(1) 製造等の禁止(第16条関係)

「石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」の製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止することとしたものであること。

(2) 規制の対象となる有害物の範囲の拡大(第6条、第18条、第21条から第23条まで、別表第9関係)

作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場、健康診断を行うべき有害な業務及び健康管理手帳を交付する業務について、規制の対象となる物の石綿の含有率(重

量比)を1%から0.1%に改め、規制の対象範囲を拡大するとともに、製造等が禁止されたことに伴う所要の規定の整備を行ったこと。

(3) 施行期日(改正政令附則第1条関係)

改正政令は、平成18年9月1日から施行することとしたこと。

(4) 経過措置(改正政令附則第2条から第5条まで関係)

ア 改正政令の施行の日(平成18年9月1日)前に、製造され、又は輸入され、かつ、同日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。

また、改正政令の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿の分析のための試料の用に供される物については、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。

さらに、現に石綿等を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成18年11月30日までの間は、令第16条第2項の要件に該当しない場合においても、これを引き続き試験研究のために製造し、又は使用することができることとしたこと。(附則第2条)

イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用される石綿を含有するガスケット等の適用除外製品等(以下「適用除外製品等」という。)については、現時点では、国民の安全の確保上、石綿を含有しない物への代替が困難であることから、例外的に、当分の間、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。(附則第3条)

ウ 適用除外製品等を製造する作業等については、現行と同様、作業主任者を選任しなければならないこと等とするとともに、罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。(附則第4条、第5条)

(5) 関係政令の整備(改正政令附則第6条から第8条まで関係)

現行では労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第9号。以下「7年政令」という。)及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第457号。以下「15年政令」という。)において経過措置の対象とされている物について、その取扱いを改正政令附則第2条に規定することに伴う所要の規定の整備等を行ったものであること。

2 石綿障害予防規則等関係

(1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置(改正省令第1条の規定による改正後の石綿則(以下「新石綿則」という。)第3条から第9条まで、第13条、第14条、第27条関係)

吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における当該石綿等(以下「吹付け石綿等」という。)の封じ込め又は囲い込みの作業について、これらの作業を石綿則第3条の事前調査等の対象としたこと。具体的には、次のとおりであること。

ア 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業について、石綿等の使用の有無の事前調査、作業計画の作成、作業の届出、特別教育等を行わなければならないものとしたこと。(第3条から第5条まで、第8条、第9条、第27条)

イ 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(囲い込みの作業にあっては、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業(以下「石綿等の切断等の作業」という。))を伴うものに限る。)については、作業場所を隔離しなければならないものとしたこと。(第6条)

ウ 吹付け石綿等の囲い込みの作業(石綿等の切断等の作業を伴うものを除く。)については、作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止するとともに、

その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとしたこと。(第7条)

エ 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならないものとするとともに、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならないものとしたこと。(第13条、第14条)

(2) 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置(新石綿則第10条関係)

現行では、労働者を就業させる建築物等の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合には、石綿則第10条第1項の規定に基づき、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされているところであるが、労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならないものとしたこと。また、労働者は、当該保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないものとしたこと。

(3) 器具、工具、足場等の持出し禁止(新石綿則第32条の2関係)

現行では、石綿等を取り扱う作業に使用する保護具等については、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないとされているところであるが、これと同様、器具、工具、足場等についても、付着した物を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとしたこと。

ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないものとしたこと。

(4) 記録の保存期間の延長(新石綿則第35条から第37条まで、第41条関係)

現行では、作業の記録及び健康診断の結果の記録について、記録した時点から30年間保存することとされているところであるが、石綿による中皮腫等の疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、当該労働者が常時石綿等を取り扱う作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとしたこと。また、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとしたこと。

(5) 関係省令の整備(改正省令第2条から第6条まで関係)

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等について、所要の規定の整備を行ったものであること。

(6) 施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令は、平成18年9月1日から施行することとしたこと。

(7) 経過措置(改正省令附則第2条から第8条まで関係)

ア 改正省令の施行の際現に行われている作業については、新石綿則中の一部の規定は適用しないものとしたこと。(附則第2条)

イ 新たに石綿則第5条又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第8条第4項の届出の対象となる作業等のうち、平成18年10月1日に開始されるものについては、届出を要しないものとしたこと。(附則第3条)

ウ 適用除外製品等を製造する作業等については、現行と同様、新石綿則に基づく規制の対象としたこと。また、これらについて、規制の対象となる物の石綿の含有率を0.1%としたこと。(附則第4条、第5条)

エ 様式及び罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。(附則第6条から第8条まで)

### 第3 細部事項

#### 1 労働安全衛生法施行令関係

##### (1) 第6条関係

- ア 石綿等について、試験研究のために製造する作業以外の製造の作業が禁止されることに伴い、当該製造の作業を作業主任者を選任すべき作業から削除したものであること。
- イ 規制の対象となる物の石綿の含有率を1%から0.1%に改めるとともに、これを政令で規定することとしたこと。
- (2) 第16条関係
- ア 第4号の「石綿」とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト(以下「クリソタイル等」という。)をいうこと。
- イ 第9号の「第4号に掲げる物(石綿)をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する物のことをいい、塊状の岩石であって、これに含まれるクリソタイル等が繊維状を呈していない物は含まないこと。
- ただし、塊状の岩石であっても、例えば蛇紋岩系左官用モルタル混和材のように、これを微細に粉砕することにより繊維状を呈するクリソタイル等が発生し、その含有率が微細に粉砕された岩石の重量の0.1%を超えた場合は、製造等の禁止の対象となること。
- (3) 第18条、別表第9関係
- 石綿等の譲渡及び提供が禁止されることに伴い、名称等を表示すべき有害物及び名称等を通知すべき有害物から石綿を削除したものであること。
- (4) 第21条から第23条まで関係
- ア 石綿等について、試験研究のために製造する作業以外の製造の作業が禁止されることに伴い、作業環境測定を行うべき作業場及び従事する労働者に対し健康診断を行うべき有害な業務から、当該製造の作業に係るものを削除したものであること。
- イ 作業環境測定を行うべき作業場、従事する労働者及び従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対する健康診断を行うべき有害な業務並びに健康管理手帳を交付する業務について、対象となる作業等に係る石綿の含有率を1%から0.1%に改めたこと。
- (5) 改正政令附則第2条関係
- ア 「現に使用されているもの」とは、例えば建築物に組み込まれている建材、機械に組み込まれているシール材等が該当するものであること。
- 建材、シール材等のいわゆる在庫品については、「現に使用されているもの」には該当しないことから、譲渡(販売)することはできず、また、使用することもできないこと。
- なお、「現に使用されているもの」に該当する物を改修等により新たな物に交換する場合には、当該新たな物は「現に使用されているもの」には該当しないことから、これを石綿を含有しない代替物とする必要があること。
- イ 既存石綿分析用試料等については、分析機関が石綿の分析を行うに際し、その譲渡、提供等が必要になることから、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたものであること。
- (6) 改正政令附則第3条関係
- ア 附則第3条各号に掲げる物は、平成18年1月18日に取りまとめられた「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」報告書において、国民の安全の確保上等の観点から、例外的に当分の間、製造等の禁止の規定を適用しないこととする製品等について、その使用条件を限定して列記したものであること。
- イ 附則第3条各号におけるガスケット等の使用条件(温度、圧力等)は、通常想定される施設の運転条件であること。

ウ 「化学工業」及び「鉄鋼業」とは、令第8条と同義であること。また、「非鉄金属製造業」とは、日本標準産業分類における中分類の非鉄金属製造業と同義であること。ただし、個々の事業場がこれらに該当するか否かは、実態により個別に判断すべきものであること。

エ 「石綿ジョイントシートガスケット」とは、石綿等を主原料とし、ゴムをバインダとして作られたシート状の物であり、当該シート状の物を円形等に切り出したガスケットが、配管等の接合部分の密封に使用されるものであること。

オ 「うず巻形ガスケット」とは、テープ状の波形金属板(フープ)と、石綿、合成樹脂などのクッション材(フィラー)を交互に重ね、うず巻き状に巻き上げ板状のリングにしたもので、配管等の接合部の密封に使用されるものであること。

カ 「メタルジャケット形ガスケット」とは、石綿その他の耐熱材料(クッション材)を中心材として、金属薄板で被覆したもので、配管等の接合部の密封に使用されるものであること。

キ 「グランドパッキン」とは、石綿等をひも状に編組したものを、ポンプ等の軸端のパッキン箱に詰め込んだものであり、当該軸端の密封に使用されるものであること。

(7) 改正政令附則第4条関係

既存石綿含有製品等及び既存石綿分析用試料について、引き続き、名称等の表示及び通知の対象としたものであること。(第1項)

また、適用除外製品等について、引き続き、作業主任者の選任、名称等の表示及び通知、作業環境測定並びに健康診断の実施の対象としたものであること。(第2項)

(8) 改正政令附則第5条関係

この政令の施行前にした行為等についての罰則の適用については、なお従前の例によるものとしたこと。

(9) 改正政令附則第6条関係

令第16条の改正に伴い、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)について形式的な改正を行ったものであること。

(10) 改正政令附則第7条関係

平成7年4月1日前に製造し、又は輸入されたアモサイト、クロシドライト及びこれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物については、これまで、経過措置として、製造等の禁止の規定は適用しないこととされていたところであるが、その経過措置の範囲を改正政令附則第2条及び第3条に規定するものに限定することとし、これに伴い7年政令の経過措置を削除したものであること。

(11) 改正政令附則第8条関係

平成16年10月1日前に製造し、又は輸入された石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒等の製品については、これまで、経過措置として、製造等の禁止の規定は適用しないこととされていたところであるが、その経過措置の範囲を改正政令附則第2条及び第3条に規定するものに限定することとし、これに伴い15年政令の経過措置を削除したものであること。

2 石綿障害予防規則関係

(1) 第2条関係

「石綿等」とは、令第6条第23号に規定する石綿等をいい、クリソタイル等及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物をいうものであること。

(2) 第3条関係

ア 事前調査及び作業計画の作成を行わなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。この作業には、人の居住の用に供する建築物における吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業が含まれるものであること。

イ 「封じ込め」及び「囲い込み」とは、「石綿障害予防規則の施行について」（平成17年3月18日付け基発第0318003号）記の第3の2の(7)ウ及びエと同様であるが、いずれも小規模な作業を含むものでないこと。

(3) 第5条関係

ア 第1項第2号は、届出を行わなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。

イ 第1項第3号については、改正前の「これに類する作業」と同様であり、今回の改正により新たな作業を追加するものではないこと。

(4) 第6条関係

作業場所を隔離しなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込めの作業及び石綿等の切断等を伴う吹付け石綿等の囲い込みの作業を追加したものであること。石綿等の切断等の作業を伴う吹付け石綿等の囲い込みの作業として、例えば、石綿が吹き付けられた天井に穴を開け、覆いを固定するためのボルトを取り付ける等の作業があること。

(5) 第7条関係

当該作業に従事する労働者以外の者の立入禁止及びその旨の表示を行わなければならない作業として、新たに、石綿等の切断等の作業を伴わない吹付け石綿等の囲い込みの作業を追加したものであること。石綿等の切断等を伴わない吹付け石綿等の囲い込みの作業として、例えば、石綿が吹き付けられた壁、天井等に覆いを設ける場合において、当該壁、天井等に穴を開けることなく当該覆いを固定する作業があること。

(6) 第8条、第9条関係

その発注者が、請負人に対し、石綿等の使用の状況等を通知するよう努めなければならない作業及びその注文者が、建築物の解体工事等の条件について、法等の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。

(7) 第10条関係

ア 第2項の「その労働者を臨時に就業させる」とは、当該建築物において通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業に従事させることをいい、例えば、天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検、補修等の作業、掃除の作業等があること。

イ 呼吸用保護具は、当該建築物の吹付け石綿等の状況に応じて有効なものを選択すること。

ウ 作業衣は、粉じんが付着しにくいものとする。

(8) 第11条関係

石綿の製造等が禁止されたことに伴う規定の整備を行ったものであること。なお、現行においても、既に石綿等を吹き付ける作業に労働者を従事させることは禁止されているところであり、その取扱いを変更する趣旨ではないこと。

(9) 第13条、第14条関係

ア 石綿等を湿潤な状態なものとしなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の

封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。

イ 第1項の「湿潤な状態なものとする」とは、封じ込めの作業において固化剤を吹き付けること等により石綿等の飛散を防止することも含まれること。

ウ 第1項の「著しく困難なとき」とは、吹付け石綿等の囲い込みの作業において、吹き付けられた石綿等の状態等により湿潤な状態とすることによって、かえって石綿等の粉じんが発散するおそれがあるときが含まれるものであること。

(10) 第15条、第16条、第17条、第18条、第20条、第21条、第28条、第29条、第31条、第33条、第34条、第38条、第40条、第44条、第47条、第48条、第49条関係

石綿の製造等が禁止されたことに伴う規定の整備を行ったものであること。

(11) 第27条関係

事業者が、その業務に労働者を就かせるときに当該労働者に対し特別教育を行わなければならない作業として、新たに吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。

(12) 第32条の2関係

ア 「器具、工具、足場等」の「等」とは、作業場内において使用され、粉じんが付着した物すべてが含まれる趣旨であり、支保工等の仮設機材、高所作業車等の建設機械等も含まれるものであること。

イ 「付着した物を除去」する方法は、真空掃除機で取り除く方法、湿った雑巾で拭き取る方法、石綿の付着した部材を交換する方法等汚染の程度に応じて適切な方法を用いること。また、フィルター等の付着した物の除去が困難な物は、廃棄物として処分すること。

(13) 第35条関係

ア 記録の保存期間については、石綿による疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとしたこと。

イ 第3条に基づく事前調査の結果についても併せて40年間保存することが望ましいこと。

(14) 第36条、第37条関係

作業環境測定の結果及びその評価については、第35条と同様の理由により、保存期間を40年に延長したものであること。

(15) 第41条関係

健康診断の記録の保存期間については、第35条と同様の理由により、石綿等を取り扱う事業場において当該労働者が常時当該業務に従事しないこととなった日から40年間保存するものとしたこと。

(16) 第42条の2、第43条関係

第40条の改正に伴う規定の整備を行ったものであること。

(17) 第46条関係

新たに第10条第2項に規定した臨時の業務に係る措置における保護具等について、新たに管理の対象として追加したものであること。

(18) 改正省令附則第2条関係

吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業及び石綿の含有率が0.1%を超え1%以下である物に係る作業については、新たに新石綿則に規定する措置を講じなければならないものであるが、このうち改正省令の施行の際現に行われているものについては、直ちに措置を講じることが困難なものがあることから、これらの措置に係る規定は適用しないこととしたもの

であること。

(19) 改正省令附則第3条関係

新石綿則第5条第1項の規定による作業の届出及び法第88条第4項の規定による計画の届出を行わなければならない作業のうち、平成18年10月1日前に開始されるものについては、これらの規定は適用しないこととしたものであること。

なお、平成18年9月1日から平成18年9月30日までの間に開始される作業については、これらの届出に係る規定以外の規定(新石綿則第3条の事前調査等の規定)は適用されるものであること。

(20) 改正省令附則第4条関係

石綿則第15条の立入禁止措置等の規定については、今回の改正により、試験研究のために製造する作業以外の製造の作業をその対象から削除することとしているが、適用除外製品等については、これらの規定はなおその効力を有するものとしたこと。

また、適用除外製品等の製造の作業に係る記録の保存等について、石綿則第35条等と同様、当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存しなければならないものとしたこと。

(21) 改正省令附則第5条関係

改正政令附則第4条第2項の規定により、既存石綿含有製品及び既存石綿分析用試料等については、引き続き作業主任者の選任、名称等の表示及び通知、作業環境測定並びに健康診断の実施の対象とされているが、その対象となる物の石綿の含有率は0.1%を超えるものとしたこと。

(22) 改正省令附則第6条関係

改正省令第1条の規定による改正前の石綿則(以下「旧石綿則」という。)等に定める様式による申請書等については、現に提出され又は交付されている旧石綿則等に定める様式による申請書等は、新石綿則等に定める相当様式による申請書等とみなすこととしたこと。

(23) 改正省令附則第7条関係

改正省令の施行の際に現に存する旧石綿則等に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上、使用できることとしたこと。

(24) 改正省令附則第8条関係

改正省令の施行前にした行為等に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

第4 関係告示の一部改正

電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)、石綿障害予防規則第16条第1項第4号の厚生労働大臣が定める性能(平成17年厚生労働省告示第129号)、石綿障害予防規則第16条第2項第3号の厚生労働大臣が定める要件(平成17年厚生労働省告示第130号)及び石綿障害予防規則第17条第1項の厚生労働大臣が定める要件(平成17年厚生労働省告示第131号)について、石綿の製造等が禁止されたことに伴う規定の整備を行ったこと。

第5 関係通達の一部改正

1 平成7年2月20日付け基発第76号通達の一部改正

平成7年2月20日付け基発第76号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」の一部を次のように改正する。

記の第1のIの2の(2)を次のように改める。

- (2) 削除
- 2 平成7年3月27日付け基発第145号通達の一部改正  
平成7年3月27日付け基発第145号「作業環境評価基準等の一部改正について」の一部を次のように改正する。  
記の第1のⅡの1の(2)を次のように改める。  
(2) 削除  
記の第2のⅡの2を次のように改める。  
2 削除
- 3 平成8年2月20日付け基発第72号通達の一部改正  
平成8年2月20日付け基発第72号「作業環境測定記録のモデル様式の改正について」の一部を次のように改正する。  
本文中「特定化学物質等障害予防規則第36条第2項及び第36条の2第2項」を「特定化学物質障害予防規則第36条第2項及び第36条の2第2項、石綿障害予防規則第36条第2項及び第37条第2項」に改める。
- 4 平成15年10月30日付け基発第1030007号通達の一部改正  
平成15年10月30日付け基発第1030007号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部を次のように改正する。  
記の2の(3)を次のように改める。  
(3) 削除
- 5 平成17年2月15日付け基発第0215002号通達の一部改正  
平成17年2月15日付け基発第0215002号「特定化学物質等障害予防規則等の一部改正について」の一部を次のように改正する。  
記の第2の3の(2)を次のように改める。  
(2) 削除
- 6 平成17年3月18日付け基発第0318003号通達の一部改正  
平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」の一部を次のように改正する。  
記の第3の1の(2)を次のように改める。  
(2) 削除  
記の第3の2の(1)のオ中「1%」を「0.1%」に改める。  
記の第3の2の(3)のイの(ア)中「及びパーライト保温材」を「、パーライト保温材及び配管等の仕上げの最終段階で使用する石綿含有塗り材」に改める。  
記の第3の2の(4)のイ中「1%」を「0.1%」に改める。  
記の第3の2の(4)のウを次のように改める。  
ウ 「当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所からの隔離」とは、当該除去を行う作業場所をビニールシートで覆うこと、また、負圧除じん装置を使用する場合にあつては、作業場所を負圧に維持すること等により、石綿等の粉じんが他の作業場所に漏れないようにすることであること。  
記の第3の4の(5)のアを次のように改める。  
ア 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者(平成18年3月31日までに修了した者に限る。)及び石綿作業主任者  
記の第3の4の(12)のイを次のように改める。

イ 削除

記の第3の4の(12)のオを次のように改める。

オ 削除

記の第3の9の(6)を次のように改める。

(6) 削除

7 平成17年3月31日付け基発第0331017号通達の一部改正

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の一部を次のように改正する。

別添1の3の(2)を次のように改める。

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第3第1号若しくは第2号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋外作業場等又は石綿等(令第6条第23号の石綿等をいう。)を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋外作業場等((5)に掲げるものを除く。)

別添1の6の(1)のイの(イ)中「又は令第6条第23号イに掲げる物」を削除し、「30年間。」を「30年間、石綿に係る測定については40年間。」に改める。

別添1の6の(2)のイの(イ)中「又は令第6条第23号イに掲げる物」を削除し、「30年間。」を「30年間、石綿に係る評価については40年間。」に改める。

別添1の別表第1中「6 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。ただし、平成7年4月1日前に製造され又は輸入されたアモサイト及びクロシドライトは含む。)」を「6 石綿」に改める。

基 発 第 0821002 号  
平成 18 年 8 月 21 日  
一部改正 基 発 0331 第 31 号  
平成 26 年 3 月 31 日  
一部改正 基 発 0413 第 3 号  
平成 28 年 4 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 建材中の石綿含有率の分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(以下「188 号通達」という。)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の 1%を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところであるが、今般、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)及び石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。)の一部が改正され、平成 18 年 9 月 1 日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率(重量比)が 1%から 0.1%に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の 0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う必要がある。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で 0.1%までの精度を有するものとして、JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 1 部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 2 部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)及び JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 3 部:アスベスト含有率の X 線回折定量分析方法)が平成 26 年 3 月 28 日に制定され、JIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 4 部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)が平成 28 年 3 月 22 日に制定されたところである。

については、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法があるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添(省略)のとおり要請したので了知されたい。  
なお、188 号通達は、本通達をもって廃止する。

## 記

- 1 JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）又はJIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
  - (1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS A 1481-2の8.2の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。

よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。
  - (2) 平成26年3月31日付けで廃止されたJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による分析方法
  - (3) その他別途示す分析方法

基安化発第0828001号  
平成18年8月28日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

### 天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率(重量比)が1%から0.1%に改められることとされたところである。

建材中の石綿等をその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて行う分析については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」において、0.1%までの精度を有する分析方法としてJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(以下「JIS法」という。)等があるとされているところである。

しかしながら、JIS法では、石綿を「不純物として含有するおそれのある天然鉱物及びそれを原料としてできた製品については、適用しない」とされていることから、石綿を不純物として含有するおそれのある天然鉱物を粉砕し、原料として使用する場合における石綿含有率の分析をJIS法により行うことは適当でない。

このことから、天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について、厚生労働省の委託事業により(社)日本作業環境測定協会において検討を行った結果、今般、別添のとおりその分析方法が取りまとめられたところである。

については、本分析方法について、局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに石綿を不純物として含有するおそれのある天然鉱物を取り扱う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図られたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別紙のとおり周知したので了知されたい。

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
(契印省略)

石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物(以下「石綿等」という。)を石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)等に基づく規制の対象としているところである。

石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査(以下「分析調査」という。)については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(以下「18年0821002号通達」という。)において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(以下「JIS法」という。)等を示しているところである。

建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト(以下「クリソタイル等」という。)とされてきたことや、JIS法の1.の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト(以下「トレモライト等」という。)を対象としていない場合が見受けられるところであるが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところである。

については、分析調査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、分析調査の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、次のとおり取り扱うものとすること。
  - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS法による分析調査を行った結果、クリソタイル

等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS法による分析調査を行うこと。

- (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18年0821002号通達の記の2の(1)及び平成18年8月21日付け基安化発第0821001号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の1においてJIS法と同等以上の精度を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS法による分析調査を行うこと。

ア 平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(平成18年8月21日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」

イ 平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」

- (3) なお、上記の2の(1)又は(2)の場合であって、当該分析調査において実施したX線回折分析のX線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。

### 3 その他

- (1) 施工された建材(吹付け材を含む)についてトレモライト等を含むすべての種類の石綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はないこと。
- (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

基安化発 1228 第 1 号  
平成 21 年 12 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長

バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の  
作業に当たっての留意事項について

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項において、建築物、工作物又は船舶（以下「建築物等」という。）の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）を行うときは、あらかじめ当該建築物等について、石綿等の使用の有無を確認するための事前調査を実施することとされている。また、同条第 2 項に規定する石綿等の使用の有無の分析（以下単に「分析」という。）の方法については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等を示している。また、同項の規定による分析による調査（以下「分析調査」という。）については平成 20 年 2 月 6 日付け基安化発第 0206003 号「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により周知徹底を指示しているところである。

先般、我が国において建築物等への吹付け材として使用されているバーミキュライト（ひる石）からウィンチャイト及びリヒテライト（以下「ウィンチャイト等」という。）が検出されたとの報道があった。

ウィンチャイト等は、平成 18 年 8 月 11 日付け基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」に示した石綿の定義「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」には該当しない鉱物であるが、トレモライトと同様に角閃石族に属する繊維状の鉱物である。

1970 年代・80 年代、米国のモンタナ州リビー鉱山の労働者及び地域住民に石綿肺の被害が発生したが、その原因がリビー鉱山産のバーミキュライトであることが確認されており、このリビー鉱山産のバーミキュライトには、石綿の一種であるトレモライトのほか、ウィンチャイト等が含まれていることが明らかになっている。なお、1990 年に当該モンタナ州

リビー鉱山は閉山している。

また、ウィンチャイト等の有害性については、明確な知見がないものの、トレモライトと形状、結晶構造及び化学的な組成が近似しており、JIS法によりウィンチャイト等のX線回折を行うと回折パターンはトレモライトと同様である。

については、バーミキュライトが吹き付けられていた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、貴局管内の建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体並びに作業環境測定機関等の分析機関に対し周知を図り、分析調査等の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

## 記

- 1 バーミキュライトには、不純物として、トレモライト、ウィンチャイト等が含有されている場合があることから、バーミキュライトが吹き付けられた建物等の解体等の作業に当たっては、石綿が含有していることが明らかであって石綿則第3条第2項の規定に基づく分析を行うまでもなく石綿則に基づくばく露防止措置を採るような場合を除き、石綿則第3条第2項の規定に基づく分析を行い、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合には、石綿則に定めるばく露防止対策を講ずること。
- 2 なお、JIS法による分析では、建材中に含有されているウィンチャイト等はトレモライトとして判定されるため、ウィンチャイト等をトレモライトと区別するために改めて分析を行う必要はないこと。
- 3 バーミキュライトが吹き付けられていた建築物等の分析において、石綿をその重量の0.1%を超えて含有しない場合であっても、JIS法以外の分析方法により、ウィンチャイト等が含有していることが明らかになった場合には、石綿則に準じたばく露防止対策を講ずること。

基安化発0213第1号  
平成24年2月13日

都道府県労働局労働基準部長 殿

労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

### 建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条では、事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（改修の作業を含む）を行うときは、あらかじめ、石綿及び石綿を0.1%を超えて含有するもの（以下「石綿等」という。）の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくこと、及び当該調査結果の概要等を掲示することを定めている。

しかしながら、事前調査を行わなかったり一部分のみを調査して網羅的な調査を怠ったりしたために、必要な届出を行わずに解体が行われた事例が発生しており、解体等の作業において、石綿ばく露防止対策が適切に講じられていないおそれがある。（別紙1参照）

事前調査の適正な実施は、作業における適正な石綿粉じんばく露防止対策の実施に直結するものであることから、こうした事例の再発を防ぐため、解体等の作業を行う事業者及び発注者に対して下記の事項について指導されたい。

なお、別添のとおり関係事業者団体に対しても要請を行っていることを申し添える。

### 記

#### 1 石綿等の使用状況の通知の促進

事前調査においては、設計図書や過去の改修の記録等、石綿等の使用状況等に係る情報は、石綿等の見落とし防止に有用である。石綿則第8条では、仕事の発注者は、請負人に対し、石綿等の使用状況等を通知するよう努めることとされていることを踏まえ、あらゆる機会をとらえ、その履行の徹底を指導すること。

#### 2 事前調査と結果の記録、掲示の徹底

- (1) 事前調査は、的確かつ網羅的に行うことができるよう、一定の知識及び技能を有した者が行うことが望ましいこと。また、必要な調査箇所の見落としを防止する観点から、写真や図面により調査した箇所を調査結果に記録することが望ましいこと。

また、調査終了年月日、調査方法及び結果の概要については、作業場に掲示する必要があること。(別紙2参照)

- (2) 目視及び設計図書等による調査により、石綿等の使用がないことが明らかになった場合でも、その旨に加え調査方法や調査場所等を記録し、かつ掲示するよう徹底すること。
- (3) 内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿の使用の有無を確認するには、国土交通省・経済産業省の石綿含有建材データベース <http://www.asbestos-database.jp/>、 社団法人日本石綿協会、建材メーカーのホームページを活用する方法があること。

### 3 分析による調査

- (1) 建材等が吹き付けられている場合には、石綿則第3条第2項に基づき、石綿等の使用がないことが明らかである場合を除き、分析による調査を行うこと。
- (2) 石綿等の使用の有無の分析による調査に当たって、試料の採取が不適切であると、含有する石綿が適正に計測されないおそれがある。特に、建築物等に後年の補修又は増改築がなされている場合や、吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われる場合には、吹き付けされた場所、時期ごとに試料を採取してそれぞれ石綿の有無を判断するよう留意すること。ただし、複数の区画又は階にわたり吹付けがなされた建築物等であっても、設計図書等により同一かつ均一の施工であることが確認された場合にあっては、各区画又は階における試料の採取は必要ないこと。
- (3) 建材等の採取及び分析に当たっては、必要に応じて、次のア、イ又はウを参照すること。

ア 「石綿含有建材の石綿含有率測定に係る講習会テキスト」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/mortar/index.html>

イ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省)

[http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td/index.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html)

ウ 「新版 建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」  
(建設業労働災害防止協会)

- (4) 石綿等の使用の有無の分析を分析機関等に行わせる場合には、社団法人日本作業環境測定協会が行う石綿分析技術の評価事業において、A ランク又は B ランク認定分析技術者の資格を有する者に分析を行わせることが望ましいこと。(ホームページ <http://www.jawe.or.jp/jigyouseido-s/ishiwata/#agency> に掲載。)

### 4 呼吸用保護具の使用

- (1) 建築物等の解体等の作業においては、作業に伴って粉じんが発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であつ

- でも、防じんマスク等の呼吸用保護具を使用すること。
- (2) 石綿則第 14 条に基づき隔離等を行った作業場所において、吹き付けられた石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等を使用させなければならないこと。

事前調査の不徹底による不適切な建築物解体事例  
 (厚生労働省化学物質対策課にて把握したもの)

発生時期	作業の種類	事例の概要	原因	対策
平成23年 11月	石綿含有保温材が使われた建築物の改修工事	石綿含有の認識がないまま保温材の除去作業を実施。同じ時期に同じ施工者により建てられた同型の建物からは、作業を行った箇所と同一の箇所(部材)に石綿が使われていることが判明した。	不十分な事前調査の結果に基づいて工事を行ったこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前調査を適切に実施し、結果を記録すること。</li> <li>発注者は、石綿等の使用状況等を適切に伝達すること。</li> </ul>
平成24年 1月	吹付け石綿が使われた建築物の解体工事	3階建ての建物の解体工事で、1階部分の吹付け材を分析したのみで建物全体に石綿無しと判断したが、廃材から石綿が見つかり、他の階では石綿が使われていたことがわかった。	不十分な試料採取に基づく分析。	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書や改修記録から、同一施工の範囲をあらかじめ確認すること。</li> <li>必要な数の試料採取を行うこと。</li> </ul>

## 事前調査の結果の揭示（例）

## 【木造建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所  
代表取締役▲▲

建築物等の種別： 一般住宅

調査方法： 設計図書の確認及び現場における目視  
(1階、2階、天井裏、屋根)

発注者からの通知 有り（施工記録）

調査結果： 石綿の含有なし

調査者： ○○ ○○（石綿作業主任者）

調査年月日； 平成 年 月 日

【RC 建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所  
代表取締役▲▲

建築物等の種別： ビル

調査方法： 設計図書の確認、現場における目視及び石綿含有率の分析  
(1階から5階まで)

発注者からの通知 有り (設計図書と改修記録)

調査結果： (1階) アモサイト %、クロシドライト %  
(2階) アモサイト %  
(3階) アモサイト %  
(4階) アモサイト %  
(5階) アモサイト %  
詳細は、分析結果報告書による。

調査者： ○○分析化学(株) (○○ (Aランク認定分析技術者))

調査年月日； 平成 年 月 日

基安化発0213第2号  
平成24年2月13日

別記団体の長 殿

労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

### 建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条では、事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（改修の作業を含む）を行うときは、あらかじめ、石綿及び石綿を0.1%を超えて含有するもの（以下「石綿等」という。）の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくこと、及び当該調査結果の概要等を掲示することを定めています。

しかしながら、事前調査を行わなかったり一部分のみを調査して網羅的な調査を怠ったりしたために、必要な届出を行わずに解体が行われた事例が発生しており、解体等の作業において、石綿ばく露防止対策が適切に講じられていないおそれがあります。（別紙1参照）

事前調査の適正な実施は、作業における適正な石綿粉じんばく露防止対策の実施に直結するものであることから、こうした事例の再発を防ぐため、下記について、貴会会員等に周知いただくようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 石綿等の使用状況の通知の促進

事前調査においては、設計図書や過去の改修の記録等、石綿等の使用状況等に係る情報は、石綿等の見落とし防止に有用である。石綿則第8条の規定に基づき、仕事の発注者は、請負人に対し、石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。また、請負人も、発注者に通知を求めること。

#### 2 事前調査と結果の記録、掲示の徹底

- (1) 事前調査は、的確かつ網羅的に行うことができるよう、一定の知識及び技能を有した者が行うことが望ましいこと。また、必要な調査箇所の見落としを防止する観点から、写真や図面により調査した箇所を調査結果に記録することが望ましいこと。また、調査終了年月日、調査方法及び結果の概要については、作業場に掲示する必

要があること。(別紙2参照)

- (2) 目視及び設計図書等による調査により、石綿等の使用がないことが明らかになった場合でも、その旨に加え調査方法や調査場所等を記録し、かつ掲示するよう徹底すること。
- (3) 内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿の使用の有無を確認するには、国土交通省・経済産業省の石綿含有建材データベース <http://www.asbestos-database.jp/>、 社団法人日本石綿協会、建材メーカーのホームページを活用する方法があること。

### 3 分析による調査

- (1) 建材等が吹き付けられている場合には、石綿則第3条第2項に基づき、石綿等の使用がないことが明らかである場合を除き、分析による調査を行うこと。
- (2) 石綿等の使用の有無の分析による調査に当たって、試料の採取が不適切であると、含有する石綿が適正に計測されないおそれがある。特に、建築物等に後年の補修又は増改築がなされている場合や、吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われる場合には、吹き付けされた場所、時期ごとに試料を採取してそれぞれ石綿の有無を判断するよう留意すること。ただし、複数の区画又は階にわたり吹付けがなされた建築物等であっても、設計図書等により同一かつ均一の施工であることが確認された場合にあっては、各区画又は階における試料の採取は必要ないこと。
- (3) 建材等の採取及び分析に当たっては、必要に応じて、次のア、イ又はウを参照すること。

ア 「石綿含有建材の石綿含有率測定に係る講習会テキスト」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/mortar/index.html>

イ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省)

[http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td/index.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html)

ウ 「新版 建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」  
(建設業労働災害防止協会)

- (4) 石綿等の使用の有無の分析を分析機関等に行わせる場合には、社団法人日本作業環境測定協会が行う石綿分析技術の評価事業において、A ランク又は B ランク認定分析技術者の資格を有する者に分析を行わせることが望ましいこと。(ホームページ <http://www.jawe.or.jp/jigyouseido-s/ishiwata/#agency> に掲載。)

### 4 呼吸用保護具の使用

- (1) 建築物等の解体等の作業においては、作業に伴って粉じんが発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であっても、防じんマスク等の呼吸用保護具を使用すること。

- (2) 石綿則第 14 条に基づき隔離等を行った作業場所において、吹き付けられた石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等を使用させなければならないこと。

事前調査の不徹底による不適切な建築物解体事例  
 (厚生労働省化学物質対策課にて把握したもの)

発生時期	作業の種類	事例の概要	原因	対策
平成23年 11月	石綿含有保温材が使われた建築物の改修工事	石綿含有の認識がないまま保温材の除去作業を実施。同じ時期に同じ施工者により建てられた同型の建物からは、作業を行った箇所と同一の箇所(部材)に石綿が使われていることが判明した。	不十分な事前調査の結果に基づいて工事を行ったこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前調査を適切に実施し、結果を記録すること。</li> <li>発注者は、石綿等の使用状況等を適切に伝達すること。</li> </ul>
平成24年 1月	吹付け石綿が使われた建築物の解体工事	3階建ての建物の解体工事で、1階部分の吹付け材を分析したのみで建物全体に石綿無しと判断したが、廃材から石綿が見つかり、他の階では石綿が使われていたことがわかった。	不十分な試料採取に基づく分析。	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書や改修記録から、同一施工の範囲をあらかじめ確認すること。</li> <li>必要な数の試料採取を行うこと。</li> </ul>

## 事前調査の結果の揭示（例）

## 【木造建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所  
代表取締役▲▲

建築物等の種別： 一般住宅

調査方法： 設計図書の確認及び現場における目視  
(1階、2階、天井裏、屋根)

発注者からの通知 有り（施工記録）

調査結果： 石綿の含有なし

調査者： ○○ ○○（石綿作業主任者）

調査年月日； 平成 年 月 日

【RC 建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所  
代表取締役▲▲

建築物等の種別： ビル

調査方法： 設計図書の確認、現場における目視及び石綿含有率の分析  
(1階から5階まで)

発注者からの通知 有り (設計図書と改修記録)

調査結果： (1階) アモサイト %、クロシドライト %  
(2階) アモサイト %  
(3階) アモサイト %  
(4階) アモサイト %  
(5階) アモサイト %  
詳細は、分析結果報告書による。

調査者： ○○分析化学(株) (○○ (Aランク認定分析技術者))

調査年月日； 平成 年 月 日

別記団体

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人 日本作業環境測定協会

社団法人 日本建設業連合会

社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

社団法人 日本石綿協会

一般社団法人 日本化学工業協会

社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

財団法人 日本船舶技術研究協会

社団法人 日本造船工業会

社団法人 日本中小型造船工業会

社団法人 日本造船協力事業者団体連合会

社団法人 日本舶用工業会

社団法人 日本舶用機関整備協会

社団法人 日本船舶電装協会

基安化発0331第3号  
平成26年3月31日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長  
(契印省略)

### 建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトリモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の0.1%を超えて含有するものを石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)等に基づく規制の対象としているところである。

標記に関連する日本工業規格として、平成26年3月28日付け官報に新たにJIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)及びJIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)(以下「JIS法」という。)が公示され、近日JIS A 1481の廃止が公示される予定である。

建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項については、平成18年8月21日付け基安化発第0821001号及び平成20年7月17日付け基安化発第0717003号で示していたところであるが、上記日本工業規格の改廃等を踏まえ、今般、改めて整理の上、下記のとおりとしたので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添2のとおり周知したので了知されたい。

### 記

- 1 既に廃止前のJIS A 1481により石綿等の使用の有無の分析を行ったものについては、新設後のJIS法により改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 2 JIS法と同等以上の精度を有する分析方法としては、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の測定方法について」(以下「局長通達」という。)の記の2の(3)の「その他別途示す分析方法」として、廃止前の平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(以下「0622001号通達」という。)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」の2の(3)の①のイの「位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析」があること。ただし、当該方法は、JIS A1481-2の8.2の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであることから、その取扱いについては、局長通達の記の2

の(1)と同様であること。

- 3 JIS法を実施するに当たっては、厚生労働省HP（本通達記の7参照）に公開されている石綿含有建材分析マニュアル（以下「マニュアル」という。）に記載された事項に留意して実施すること。特に、JIS A 1481-1において石綿不検出であることを判定する場合は、マニュアルの内容に留意して判定すること。なお、マニュアルの内容は今後、最新の知見等を踏まえ改訂することがあるので常に最新版を参照すること。
- 4 JIS A 1481-1は、偏光顕微鏡法に習熟した顕微鏡使用者向けに作成されており、基礎的な分析技法は記載されていない。分析機関等においてISO法を実施するに当たっては、分析者の習熟度に応じ、例えば、測定関係団体の実施する講習を受講することや自社で研修を実施する等JIS A 1481-1が求める程度の技能に習熟している必要があることに留意すること。
- 5 JIS A 1481-2による定性分析においては石綿を含有していると判定されたにもかかわらず、JIS A 1481-3の定量分析において石綿回折線のピークが確認できない場合の取扱いについては、次の通りであること。
  - (1) 定量のための二次分析試料又は三次分析試料を作製し、JIS A 1481-3の6「基底標準吸収補正法によるX線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、その場合においては、一般にJIS A 1481-3で定める定量下限（以下「定量下限」という。）以下とされていることから、定量下限が0.1%以下であるときには、石綿がその重量の0.1%を超えて含有しないものとして取り扱うものとする。
  - (2) 同じく石綿回折線のピークが確認できない場合において、定量下限が0.1%を超える場合、又は不純物による影響等のため石綿回折線のピークの有無の判断が困難な場合については、石綿がその重量の0.1%を超えて含有しているものとして取り扱うものとする。
- 6 石綿が0.1%を超えて含有するか否かを判断する定量分析については、JIS A 1481-3又は平成18年8月28日基安化発第0828001号「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について」により行う必要があるが、事業者が石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、この限りではないこと。

したがって、例えば、次のような分析を行って、0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めてJIS A 1481-3等による分析の必要はないこと。

なお、平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」の記の第3の2(1)オに基づき、吹き付け材の除去作業等発じんが多い作業については、できるだけ石綿等の含有率についても分析し、ばく露防止対策を講ずる参考とすることが望ましいこと。

  - (1) JIS A 1481-1により分析を行った結果、石綿の繊維が確認され、石綿を含有していると判定された場合
  - (2) JIS A 1481-2の7.に掲げる「二次分析試料によるX線回折分析方法による定性分析方法」又は廃止前の0622001号通達の別紙の2の(3)の「定性分析」により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。なお、これにはJIS A 1481-3による定量分析を行わず、左記の結果により、事業者が石綿がその重量の0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずる場合が含まれること
  - (3) 局長通達の記の2の(1)の分析方法（廃止前の平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐

火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188号通達」という。）の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法）により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認された場合

- (4) 廃止前の88号通達の別紙の第4の「石綿の含有率の判定方法」又は廃止前の0622001号通達の別紙の2の(4)の「エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)による定量分析」により分析を行った結果、石綿が0.1%を超えて含有していると判定された場合

7 厚生労働省のホームページ([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki jun/sekimen/jigyo/mortar/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/sekimen/jigyo/mortar/index.html))において、マニュアルや建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ作成した資料を公表しているため、分析機関に対する指導に当たっては、これらも活用すること。

8 分析調査については、平成20年2月6日付け基安化発第0206003号「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（以下「分析調査徹底通達」という。）に基づき、引き続き、的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、過去に行った分析調査において、アモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについて、分析調査徹底通達の記の2の(1)又は(2)に基づき、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトを対象としてJIS法による分析調査を行った際に、定性分析を行う過程において、クリソタイル等の含有の可能性があると判断されるときは、分析機関はその旨を分析依頼者に報告し、適切に対処すること。

9 吹付け材として使用されているバーミキュライトの分析に当たっては、平成21年12月28日付け基安化発1228第1号「バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について」に留意して行うこと。

10 JIS A 1481-3の解説に記載された海外の標準試料の輸入・使用に当たっては、労働安全衛生法第55条ただし書きに基づく都道府県労働局長の許可が必要となること。また、輸入後の譲渡は認められないため、当該試料を使用する予定の分析機関が直接輸入する必要があることに留意すること。ただし、輸入に係る輸出元の事業者との調整等諸事務を輸入業者に代行させることについては、輸入業者が輸入行為それ自体を行うものではないため、認められること。また、これら海外の標準試料を用いた場合のJIS A 1481-3の6.1に定める検量線の作成に当たっては、公益社団法人日本作業環境測定協会の標準試料による作製された検量線と比較し、補正を行う必要があること。

11 関係通達を次のとおり改正する。

平成18年8月28日基安化発第0828001号「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法」、分析調査徹底通達、平成21年12月28日基安化発1228第1号「バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について」中の「JIS A 1481（建材中の石綿含有率の分析方法について）（以下「JIS法」という。）」を「JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及びJ

IS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）（以下「JIS法」という）」に改めることとする。

また、平成21年12月28日基安化発1228第1号「バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について」本文中「JIS法によりウィンチャイト等」を「JIS法中JIS A 1481-2又はJIS A 1481-3によりウィンチャイト等」、記の2及び記の3中「JIS法」を「JIS法中JIS A 1481-2又はJIS A 1481-3」に改めることとする。

平成18年8月21日基安化発第0821001号及び平成20年7月17日基安化発第0717003号は、本通達をもって廃止する。